

平成 21 年 9 月 16 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号 8 3 1 6)

子会社の異動に関するお知らせ

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(取締役社長 北山禎介)は、平成 21 年 8 月 24 日付「海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、優先出資証券の発行を目的として特別目的子会社 SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited を設立しましたが、今般、当該特別目的子会社の資本金の額が増加することとなりました。

これに伴い、SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited が当社の特定子会社に該当することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、当該特別目的子会社の発行する優先出資証券には議決権がないため、当社が保有する議決権の議決権総数に対する割合は、異動の前後において変更はありません。

記

1. 異動の理由

当社は、上記の特別目的子会社の普通株式の 100%を保有していますが、平成 21 年 9 月 28 日に予定されている優先出資証券及び普通株式の発行に係る払込みに伴い、当該特別目的子会社の資本金の額が増加することとなりました。その結果、SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited の資本金の額が、当社の資本金の額の百分の十以上に相当することとなったため、新たに当社の特定子会社に該当するものです。

ご注意: この文書は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。上記の優先出資証券は、1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また、今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて当該優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除なしでは米国内で募集または販売することはできません。

2. 異動する子会社の概要

名 称	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited
所 在 地	ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス 私書箱 309 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
異 動 の 年 月 日	平成 21 年 9 月 28 日
事 業 の 内 容	優先出資証券の発行等
決 算 期	毎年 1 月 24 日
役員・従業員の数	役員 7 名、従業員無し
資 本 金 の 額	3,473 億円
発 行 済 株 式 (出資証券)総数 (1株[証券]あたり の発行価格)	普通株式: 4,300,000,000株(1株あたり1円) 優先出資証券: 3,430株(1証券あたり1億円)
株 主 構 成	普通株式: 三井住友フィナンシャルグループ 100% 優先出資証券: 三井住友フィナンシャルグループ以外 100%

以 上

ご注意: この文書は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は米国内への証券の募集・販売を構成するものではありません。上記の優先出資証券は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また、今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて当該優先出資証券の登録を行うか又は登録の免除なしでは米国内で募集または販売することはできません。